

「(仮) 伊東駅前三信広場」愛称募集要項

1 目的

伊東市では、中心市街地活性化を目的に、旧三島信用金庫伊東駅支店跡地を三島信用金庫から借り受け、市民や観光客の休憩スペースや賑わい創出のイベント広場とするため、舗装整備を行いました。

この広場が、市民の皆様の憩いの場となり、広場を利用する皆様から親しまれる場所となるよう、広場の愛称を募集します。

2 愛称の条件

- (1) 覚えやすく親しみやすく、広場の目的などがイメージできること
- (2) 自作の未発表作品であること

3 募集要領

(1) 応募方法

愛称（ふりがな）、愛称の意味と考えた理由、氏名、住所、年齢、連絡先（電話番号、メールアドレス）を以下の「応募専用フォーム」または「専用応募用紙」（持参、郵送、メール）でお申し込みください。

○応募専用フォーム

<https://logoform.jp/f/hY84I>

○専用応募用紙

〒414-8555 伊東市伊東市大原二丁目1番1号（高層棟4階）

伊東市観光経済部産業課商工労働係

※令和6年12月21日に本広場で実施予定のイベントでも応募を受け付ける予定です。

(2) 募集期間

令和6年12月21日（土）～令和7年1月20日（月）（当日消印有効）

4 選考方法

「応募専用フォーム」または「専用応募用紙」の内容に基づき審査を行い、採用作品1点を決定します。

5 発表及び表彰

採用作品は伊東市公式ホームページで公表するとともに、採用者に直接通知します。また、採用された方には、表彰状を贈呈する予定です。

6 個人情報について

- (1) 応募者の個人情報は、伊東市が厳正に管理し、本公募業務にのみ使用します。
- (2) 採用者については、氏名と住所（県名・市町名まで）を伊東市公式ホームページ等で公表します。

7 著作権について

- (1) 応募作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）、知的財産権及びその他一切の権利は、伊東市に帰属します。
- (2) 応募者は、応募作品に対し、著作者人格権に基づく権利行使は行わないものとします。
- (3) 応募作品の著作権、知的財産権及びその他一切の権利に関わる問題が生じた場合は、すべて応募者の責任となります。その場合、選考結果発表後であっても採用を取り消すことがあります。

8 注意事項

- (1) 応募にかかる費用は応募者の負担とし、応募作品は返却しません。
- (2) 応募方法や募集期間が守られていない、必要事項が記載されていない等の不備がある場合、応募は無効となります。
- (3) 郵送等における作品の紛失については、責任を負いません。
- (4) 採用する作品については、やむを得ず補作、修正する場合があります。
- (5) 同じ読み方の愛称であっても、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベットで表記が異なる場合は、別とみなします。
- (6) 採用された広場の愛称は、本市が三島信用金庫から本広場を借り受けている期間のみ使用します。

9 「(仮)伊東駅前三信広場」の概要

(1) 広場の活用方法（予定）

- ・市民や観光客等の休憩スペース
- ・マルシェ、物産展、展示会等のイベントスペース

(2) 主な設備（予定）

木の温もりが感じられる国産材を使用したサークルベンチ、机、フェンス
高校生によるイラストが描かれたブロック塀、遮熱性舗装

10 応募先・問合せ先

〒414-8555 伊東市大原二丁目1番1号（高層棟4階）

伊東市観光経済部産業課商工労働係

TEL：0557-32-1734

E-mail：sangyou@city.ito.shizuoka.jp